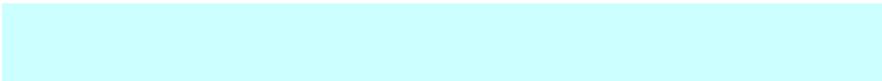




第3章 計画の内容



1. 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

合併により誕生した本市では、旧町村単位で教育・保育提供区域を設定することも考えられますが、本市内の保育所については、これまで特に通園区域は設定しておらず、実際に市内の様々な区域から通園をしている現状があること、また、その方が勤務状況に合わせた保育所利用や、教育・保育の特性を踏まえた施設の選択等、利用者の細かなニーズにも対応しやすいことを考慮し、市全域を一つの教育・保育提供区域と設定することとしました。

また、全市域を一区域とすることによって、教育・保育の提供体制の確保及びその実施時期の見込みが立てやすく、一時的な需要の増減にも対応できるというメリットがあります。

2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

就学前児童の教育・保育について、幼稚園・保育所の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間内の「量（利用者数や利用日数等）の見込み」を設定します。そして、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内 容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性無)	幼稚園・認定こども園※
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	保育所・認定こども園・ 地域型保育※
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	

※ 認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設として、県から認定を受けた施設。

※ 地域型保育…市から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

【現状】

本市内には、現在幼稚園2園、認可保育所12園が設置されています。近年の保育需要の高まりにより、保育所では定員の弾力化により定員を超えた受け入れをしている施設もありますが、年度当初の待機児童は発生していない状況です。しかし、低年齢児の入所率の高まりから、26年度途中には0・1歳児に待機児童が発生している状況です。

本市では、少子化による児童人口の減少という要素と家庭環境の変化などによる子育て支援サービスのニーズ増大という要素の両方が存在する状況ですが、特に保育ニーズ量については、計画期間前半はほぼ横ばい傾向にあると見込まれるものの、その後は少子化の影響が強くなるために少しずつ減少していくと見込まれます。

「量の見込み」と「確保方策」 (単位:人)

		平成 27 年度				平成 28 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
				0 歳	1,2 歳			0 歳	1,2 歳
①量の見込み		99	463	78	318	101	473	77	315
②確保方策	幼稚園	0	/	/	/	0	/	/	/
	保育所	/	490	9	46	/	339	31	130
	認定こども園	87	43	73	262	122	177	54	182
	地域型保育	/	/	0	0	/	/	0	0
②-①		△12	70	4	△10	21	43	8	△3

		平成 29 年度				平成 30 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
				0 歳	1,2 歳			0 歳	1,2 歳
①量の見込み		100	470	76	312	97	455	76	308
②確保方策	幼稚園	0	/	/	/	0	/	/	/
	保育所	/	348	31	130	/	348	31	130
	認定こども園	122	177	62	200	122	177	62	200
	地域型保育	/	/	0	0	/	/	0	0
②-①		22	55	17	18	21	70	17	22

		平成 31 年度			
		1 号	2 号	3 号	
				0 歳	1,2 歳
①量の見込み		96	451	75	307
②確保方策	幼稚園	0	/	/	/
	保育所	/	348	31	130
	認定こども園	122	177	62	200
	地域型保育	/	/	0	0
②-①		26	74	18	23

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

保育所への申込数は年々増えていますが、保育を必要とする2・3号認定児童の数は、現在よりもさらに増加し、平成28年度に865人とピークを迎えると見込んでいます。保育ニーズは、就学前人口の減少に伴い、計画期間後半から緩やかに減少していく見込みですが、当面の間は高い水準を維持するものと見られます。

また、保育を必要としない1号認定についても、平成28年度に101人とピークを迎える見込みですが、これは平成26年5月1日現在の幼稚園就園児数とほぼ同数となっています。

【確保方策】

1号認定については、平成27年度から現在の幼稚園2園が認定こども園に移行予定のため、すべて認定こども園での受け入れ対応となります。平成27年度は15人の不足が見込まれますが、平成28年度には現在の保育所3園が認定こども園に移行し、さらに利用定員が35人分増えるため、供給不足は解消される見込みです。

2号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は平成28年度の473人ですが、平成27年度からの保育利用定員は保育所、認定こども園を合わせて533人になるため、計画期間を通して供給不足は発生しない見込みです。

3号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は平成27年度の396人（0歳児：78人、1，2歳児：318人）で、平成27年度からの保育利用定員は390人（0歳児：82人、1，2歳児：308人）であることから、若干の不足が見込まれます。しかし、平成28年度に保育所3園が認定こども園に移行（一部定員増の予定）し、平成29年度にも一部保育所の定員増が予定されていることから、供給不足は平成29年度までには完全に解消される見込みです。

供給不足を解消するため、施設によっては老朽改築の必要があることから、必要な施設整備を計画的に実施します。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やアンケート調査の結果等により把握した利用希望などを踏まえた上で、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

（1）時間外保育事業（延長保育事業）

保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後などに保育を行う事業です。

【現状】

市内保育所全園で18時から19時までの1時間の延長保育を実施しています。平成25年度の実利用人数は335人となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人、箇所）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	424	427	423	415	411
②確保方策	424	427	423	415	411
②－①	0	0	0	0	0
実施箇所数	14	14	14	14	14

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における利用者の最大見込み人数は平成28年度の427人で、その後は減少が見込まれます。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。また、現在の幼稚園2園が認定こども園へ移行し、事業実施予定のため確保量の増加が見込まれます。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労などの理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、学校の余裕教室などの施設において、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

市内 5 施設で実施しています。平成 26 年 5 月 1 日現在の利用者数は 266 人（低学年：186 人、高学年：80 人）となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人、箇所）

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高
①量の見込	237	134	232	129	229	126	234	128	239	125
②確保方策	266		266		365		365		365	
②－①	△105		△95		10		3		1	
実施箇所数	5		5		6		6		6	

※「低」は低学年児童、「高」は高学年児童

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における利用者の最大見込み人数は平成 27 年度の 371 人で、その後は 360 人前後で横ばい状態が続くと見込まれます。

【確保方策】

量の見込みは、平成 26 年 5 月 1 日現在の利用者数の 1.3 倍程度となっており、現状では供給不足が発生する見込みです。新制度移行後の利用希望の動向を踏まえ、新設または体制整備により定員数を増やすことにより、平成 29 年度には受け入れ体制の確保を図ります。

また、平成 27 年度より、放課後児童クラブの開所時間延長の計画予定があり、利用者のニーズに即した開所を検討していきます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業です。

【現状】

市内には受け入れ施設がないため、利用実績もありませんでした。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人日/年、箇所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	9	9	8	8	8
②確保方策	0	0	8	8	8
②-①	△9	△9	0	0	0
実施箇所数	0	0	1	1	1

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。
量の見込みは、各年度9～8人日となっています。

【確保方策】

利用希望の今後の動向を踏まえ、他町村にある施設への委託を検討し、供給確保を図ります。

(4) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業で、「子育て支援センター」、「子育てひろば」と呼ばれることもあります。

【現状】

市内3か所（ぴよぴよ広場、すくすく広場、のんびり広場）で実施しています。平成25年度の月あたり利用実績は497人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人日/月、箇所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	810	802	793	788	781
②確保方策	670	810	810	810	810
②-①	△140	8	17	22	29
実施箇所数	3	4	4	4	4

【量の見込み】

就園していない児童が主な対象児童と見込み、アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における最大見込み量は平成27年度の810人日で、その後は徐々に減少することが見込まれます。

【確保方策】

現在、1月あたり最大で670人日の受け入れが可能です。量の見込みを下回っており、供給不足が発生する見込みです。利用希望の今後の動向を踏まえ、新設ないし体制整備により受け入れ可能数を増やすことによって、平成28年度には受け入れ体制の確保を図ります。

(5) 一時預かり事業（幼稚園における在園児に対する一時預かり）

現在幼稚園で実施されている預かり保育（通常の教育時間前後や休日、長期休業期間中に預かりを行うこと。）に相当する事業です。「子ども・子育て支援新制度」においては、一時預かり事業の類型の一つとして市が実施主体となっていくこととなります。

【現状】

市内の幼稚園、全2園で実施しています。平成25年度の延べ利用人数は10,773人日（一時的：604人日、恒常的：10,169人日）となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人日／年、箇所）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	1号	2号								
①量の見込	653	10,800	668	11,040	662	11,040	642	10,560	636	10,560
②確保方策	11,453		11,708		11,702		11,202		11,196	
②-①	0		0		0		0		0	
実施箇所数	2		5		5		5		5	

※「1号」は一時的利用、「2号」は恒常的利用を想定

【量の見込み】

預かり保育の利用には、保護者の急用などを理由とする単発的な利用と就労などを理由とする恒常的な利用があると推測されます。そこで、教育・保育の認定区分における1号認定児童を一時的な利用、2号認定児童の一部（幼稚園の利用希望が強いと想定されるもの）を恒常的な利用の対象と想定し、それらの児童数と連動させる形で量の見込みを設定しました。

計画期間における最大見込み量は平成28年度の11,708人日／年で、その後は徐々に減少することが見込まれます。

【確保方策】

市内の幼稚園は平成27年度から認定こども園への移行が予定されていますが、現状でも受け入れは可能です。

(6) 一時預かり事業（その他、保育所等での一時預かり）

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預かりを行う事業です。

【現状】

市内の認可保育所8施設で実施しています。平成25年度の利用実績は422人日／年となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人日／年、箇所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	850	850	850	850	850
②確保方策	850	850	850	850	850
②－①	0	0	0	0	0
実施箇所数	10	10	10	10	10

【量の見込み】

アンケート調査結果に基づく推計事業量は実績との乖離が大きかったため、平成25年度の利用実績を参考に、その2倍程度を見込み、計画期間を通して850人日と設定しました。

【確保方策】

現在の幼稚園2園が認定こども園へ移行し、在園児以外の一時的預かり事業も実施を予定しているため確保量の増加が見込まれ、現在の体制で対応できる見込みですが、今後の利用希望の動向を踏まえ、ファミリー・サポート・センター事業の実施による確保についても検討します。

(7) 病児保育事業

児童が病気となった場合に、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

【現状】

市内では、現在未実施です。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人日/年、箇所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	240	480	480	480	480
②確保方策	240	480	480	480	480
②-①	0	0	0	0	0
実施箇所数	1	1	1	1	1

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づく推計事業量は、その推計方法から見てかなり過大に見込まれた数値となっている可能性が高く、事業実績もないため、見込み量の算定は難しい状況です。平成27年度途中から阿蘇医療センター内で事業開始を予定しているため、その受け入れ可能枠(1日あたり2人×年間240日)480人日/年を基準に量の見込みを設定しました。

【確保方策】

平成27年度途中からの事業開始により、ニーズへの対応を図っていきます。

(8) 子育て援助活動支援事業

乳幼児から小学生までの家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業です。

【現状】

ここでの事業は、小学生の放課後の預かりを対象としたものですが、本市では子育て援助活動支援事業自体、未実施となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人日/年、箇所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	20	19	19	19	20
②確保方策	0	0	20	20	20
②-①	△20	△19	1	1	0
実施箇所数	0	0	1	1	1

【量の見込み】

地域子ども・子育て支援事業の対象となる小学生の放課後の預かりについて、アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における利用者の最大見込み人数は平成27・31年度の20人日/年で、計画期間を通して横ばいです。

【確保方策】

当面、当該ニーズへの対応は放課後児童健全育成事業において検討することとしますが、保育所等での一時預かり事業の今後の利用希望の動向と併せて、子育て援助活動支援事業の実施についても検討していきます。

(9) 利用者支援事業

児童及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園における教育・保育や、一時預かり、学童保育等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

【現状】

子ども・子育て支援法に基づく新規事業のため、現在は未実施です。現在、子育て支援サービスに関する情報提供や相談については、市広報・ホームページによる周知の他、市役所や保育所、地域子育て支援拠点事業等において個別に対応している状況です。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:箇所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	1	1	1	1	1
②確保方策	0	0	1	1	1

【量の見込み】

アンケート調査では利用者支援事業に関する直接の設問はありませんでしたが、子育て支援サービスの利用等についての相談は一定のニーズがあると見込まれます。また、国が示した事業案では、おおむね中学校校区3か所につき1か所の設置を想定していることから、本市では計画期間の「量の見込み」を1か所と設定します。

【確保方策】

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、これまで以上に子育て支援サービスの内容や手続きについての利用者支援の必要性が高まることが予想されるため、子育て支援拠点事業または子育て援助活動支援事業と連携した確保を検討し、平成29年度までの実施をめざします。

(10) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、市が妊婦健康診査に係る費用を一部負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。

【現状】

新規母子健康手帳交付の方には 14 回分の妊婦受診券を発行し、転入の方には、妊娠週数に応じて必要回数分を発行しています。

平成 25 年度実績は、母子健康手帳交付数 220 人、妊婦健診受診件数延べ 2,548 件（349 人）となっています。

「量の見込み」

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込	350	350	350	350	350

【量の見込み】

近年の実績から見込み量を設定しました。

【提供体制】

母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票を併せて交付します。

(11) 乳幼児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業

乳幼児家庭全戸訪問事業は、すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

また、養育支援訪問事業は、支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助などを行う事業です。

【現状】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげています。

また、家庭及び地域における養育機能が低下し、児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、加重的負担がかかる前の段階において、保健師が家庭訪問を行い、当該家庭における安定した養育ができるよう継続的な支援を行っています。

平成25年度の度の訪問実績は、乳幼児家庭全戸訪問事業：212人、養育支援訪問事業：延べ53人となっています。

「量の見込み」

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込	240	240	240	240	240

【量の見込み】

近年の実績から見込み量を設定しました。

【提供体制】

現状どおり、保健センターの保健師7名体制で、全対象家庭の訪問を行います。

養育支援訪問事業は、乳幼児家庭全戸訪問事業の訪問結果や関係機関からの情報提供等に基づき、育児ストレス、産後うつ等の問題により子育てに対して不安を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師が継続的に訪問を行い、育児相談・指導や情報提供等を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等実費負担に対し、助成をする事業です。

新規事業のため、今後、事業実施の方向性を検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

新規事業のため、今後、事業実施の方向性を検討していきます。

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の 一体的提供やその推進体制の確保

(1) 認定こども園について

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型※	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認可幼稚園と認可保育所が、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

※幼保連携型は、「子ども・子育て支援新制度」においては、学校及び児童福祉施設としての新たな認可施設の位置付けになります。

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の保育の必要性の有無や就労状況の変化等に関わらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、その必要性は高いものであると考えられます。

認定こども園への移行自体は、それぞれの施設を運営する事業者の判断に委ねられることとなりますが、本市においては、庁内における認定こども園の窓口を一本化し、認定こども園への移行を希望する幼稚園及び保育所に対する支援について取り組んでいくとともに、移行後の施設についても研修の充実や施設への指導監督等を通じて、質の確保を図っていきます。また、幼稚園教諭と保育士の合同研修についても、関係者への情報提供と周知に努め、積極的な参加を促します。

なお、認定こども園制度は平成18年度から実施されていますが、保護者にとってその具体的な内容についての認知度はいまだに低いことから、「子ども・子育て支援新制度」に基づき保護者が適切な施設を選択できるよう、その周知にも努めていきます。

(2) 教育・保育施設等の相互の連携や小学校等との連携の推進

教育・保育や地域子ども子育て支援事業等を計画的に実施していくためには、市と教育・保育施設、地域型保育事業、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

特に原則満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育を整備する際には、満3歳以降も引き続き教育・保育を利用できるよう、保育所や認定こども園等と連携していくことが重要で、これについては、市条例等に定められた基準に基づき、必要な連携施設の確保等を図っていきます。

また、教育・保育施設と小学校等との連携についても、阿蘇市就学指導委員会等において、小1プロブレム[※]や中1ギャップ[※]といった学校間の段差を少なくし、円滑な就学が出来るよう、取り組んでいきます。

※「小1プロブレム」

小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。これまでは1か月程度で落ち着くと言われていたが、これが継続するようになり就学前の幼児教育との関連や保護者の養育態度が注目され始めた。

※「中1ギャップ」

小学生から中学1年生になったことがきっかけとなり、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが増加するという現象。ギャップの典型例として、コミュニケーションの苦手な生徒が小学校時の友人や教師の支えを失う「喪失不安増大型」、小学校でリーダーとして活躍していた生徒が中学校で自己有用感を感じられなくなってしまう「自己発揮機会喪失ストレス蓄積型」があるといわれている。

5. 放課後児童対策の充実

共働き家庭などの児童を対象とした「放課後児童クラブ」による学童保育と、すべての児童を対象に、様々な体験活動等を行う「放課後子ども教室」の連携による、放課後児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。

同一小学校内等において、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が実施されている場合は、放課後子ども教室の活動プログラムに放課後児童クラブの児童も参加できるよう両事業の従事者・参加者が連携して、学習・体験プログラムを実施、内容の充実を図ります。また、放課後子ども教室が実施されていない放課後児童クラブの校区においては、他の学校の放課後子ども教室の関係者の協力を得て、学習・体験プログラム活動を提供します。

①一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

項 目	現状	平成 31 年度
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携箇所数	0箇所	3箇所
放課後子ども教室スタッフによる放課後児童クラブ(放課後子ども教室未実施校)への学習・体験プログラム活動の提供箇所数	0箇所	1箇所

②放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後子ども教室の活動プログラムに放課後児童クラブの児童も参加できるよう、両事業の従事者・参加者が活動方針や活動内容、さらには安全管理方策や地域のボランティア等人材確保方策等を協議し、実施します。

③小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

学校と協議のもと学校教育に支障が生じない限り体育館や校庭、特別教室等、使用していない放課後等の時間帯において、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施場所として、一時的な活用をすすめます。

④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

阿蘇市放課後子どもプラン運営委員会を地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場として充実を図ります。また、両事業の従事者・関係者で共通理解や情報共有を図り、活動方針や活動計画、さらには連携方策や安全管理方策、地域のボランティア等人材確保方策などを協議します。

6. 産後・育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。具体的には、年度途中からの入所希望についても、前年11月から申込を受け付け、育休明けの入所については入所選考時に優先的に取り扱うこととします。

7. 健康で安全な妊娠・出産・子育てと 子どもの健やかな成長に向けた取り組み

(1) 健康で安全な妊娠・出産・子育てのために

妊娠・出産・産褥期^{さんじょくき}の女性は、短期間で大きな心身の変化に加えて、生まれてくる子どもに、父親とともに愛情を注ぎ育てるという長期にわたる責任を負うこととなります。この時期の支援は良好な母子の愛着形成を促進していくものであり、また、子どもの健やかな発達のためにも重要です。

妊娠中の母体及び胎児の健康を確保し、安全な出産を確保するためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。

市では、母親が妊娠中を健康に過ごすことができるように保健指導・栄養指導の充実を図ります。特に、前回の妊娠・出産で異常のあった妊婦など、ハイリスク妊婦に対しては訪問指導を行い、そのリスクの軽減に努めます。また、妊婦健診の公費助成を継続し、妊婦の定期健診の確保と経済的負担の軽減を図ります。

また、本市では、健康上のリスクの高い低出生体重児の出生率が高いため、感染の防止、妊娠中の適切な体重増加や禁煙・禁酒の重要性、胎児の発育に必要な栄養摂取についての知識の普及や若い女性の不必要なダイエットの防止などの啓発に努め、低出生体重児の出生の抑制を図ります。

(2) 子どもの病気を予防し、健やかな成長を促すために

子どもはもともと自分自身で発達する力、育つ力を持って生まれてきます。保護者が子どもはどのように育っていくのか、成長発達の原理を理解した上で、その成長を支えるための子どもの生活環境（生活リズム：食べる・寝る・あそぶ）を作っていくことが、子どもの健康な体・心づくりにつながり、将来の生活習慣病の予防にもつながります。成長発達の節目ごとに実施している乳幼児健診は、保護者が子どもの体の原理を学習する機会とし、その内容をさらに充実させていきます。

また、子どもの健やかな育ちを確保するためには、子どもの成長発達過程における心身の変化にきちんと対応していくことが重要で、このことは子どもが安定して成長していくことにもつながります。市では、乳幼児健康診査、発達相談等により、疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育に努めます。親が子どもの成長・発達の原理を理解し、子どもの成長の度合いがわかる学習の場の充実と、

親が子どものありのままの姿を受け止め、かかわる力を持てるよう関係機関との連携を図り支援します。また、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、自閉症スペクトラムなどの発達障がいや多様化する子どもの特性に対応できる相談体制の整備を図ります。

さらに、からだを作る栄養をとりこむためには、からだづくりに必要な食品を何でも食べられるようにすることが大切です。乳歯をしっかりと使いよくかむことで唾液中のカルシウムが歯を強くし、あごも育てます。からだの成長のためには、歯をむし歯にしないことが大切です。乳幼児健診の度に生活リズムや食のリズムを保護者と考え、病気やむし歯になりにくい生活リズム作りをめざします。また、積極的なむし歯予防として、フッ化物の歯面塗布やフッ化物洗口などを推進します。

子どもの病気の予防については、乳幼児健康診査による疾病因子の早期発見のほか、予防接種が有効です。すべての子どもが正しい知識のもと計画的な予防接種によって疾病を免れるよう、広報紙や乳幼児健診等により、予防接種の意義や重要性を十分PRし、その周知を図ります。

8. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

(1) 児童虐待等防止策の充実

出生後の乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業及び、乳幼児健診時等の育児相談体制の充実や子育て支援活動等により、児童の心身の発育はもちろんのこと、親子間の様子にも注意を払います。

また、子育て支援センター等の利用を推進するなど、家庭内や地域で孤立した子育てにならないよう相談機関の充実と総合的な子育て支援を行うことで、育児に対する不安の軽減を図るとともに、児童虐待の予防及び早期発見に努めます。

虐待等を受けている児童の早期発見・早期支援のため、「阿蘇市要保護児童対策地域協議会」を構成する、医療、保健、福祉、教育、警察等の関係機関とのネットワークの強化を図るとともに、連携等を進めることで、支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、支援につながる体制づくりの構築に努め、児童虐待の発生を予防します。

いじめや、不登校も含めた子どもの悩みに積極的に関わる心の相談員を中学校に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラーのカウンセリングにより、子どもの心の安定を図り、問題行動の未然防止と解決を目指します。

継続的な適応指導教室の設置や、小中学校への定期的な相談訪問により、不登校児童生徒の学校復帰のための取組の充実を図ります。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このようにひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあり、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

本市では、これまで行ってきた各種経済的支援策に加え、「熊本県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき県が行う就労支援や相談事業といった施策についても、県と連携して情報提供を行っていきます。

(3) 障がい児施策の充実

療育相談支援体制の充実として、心や体の発達の遅れが考えられる子どもについて、できるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう、医療、教育、行政等の各機関との情報の共有化や連携を図りながら、阿蘇地域療育ネットワーク等を活用し、療育相談支援体制の充実を図ります。

また、障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守り、支援するための地域づくりを実現するため、多様化する障がいと障がい児に対する理解を深めるための啓発を行います。

教育相談・教育支援体制の充実のため、早期からの教育相談を通じて、障がいのある児童生徒及びその保護者に対して十分な情報を提供するとともに、その意見を最大限に尊重しながら、個々の実態に即した就学を進めます。また、就学後も一貫して継続した支援を行うなど、教育支援等の機能強化を図ります。

特別支援教育の充実として、児童一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深めるとともに、適切な支援を実現するために、個別の教育支援計画及び指導計画を作成し、その計画の実施、評価のできる体制整備を図ります。

また、障がい児の障害種別の多様化に対応できる体制を充実させるために、教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促し、特別支援学級在籍の児童生徒と通常学級在籍の児童生徒との交流学習や共同学習を、一人ひとりの状態に合わせ積極的に推進し、その相互理解を促進します。

心身障がい児とその家族に対する支援の充実として、「阿蘇市障がい者福祉計画」に基づき、心身障がい児やその監護者、養育者に対し、各種年金や手当の支給、医療費の助成を行うとともに、障がい福祉サービスの充実に努めます。

障がい児保育等の充実としては、可能な限り保護者の望む保育所での受け入れを行うようにするとともに、子どもの心身の状況を正確に把握し、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。また、放課後児童クラブについても、市内すべての5クラブで障がい児を受け入れており、今後も継続して障がい児の受け入れができるよう、体制の整備を図ります。

9. 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み

保護者が子育ての喜びを感じながら仕事を続けられる社会を作るためには、教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実だけでなく、働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくことが重要です。特に県や企業、労働者団体等の関係機関と連携し、育児休業等の制度の普及・促進のための環境整備や事業主の取り組みの社会的評価の推進等の施策を実施していく必要があります。

本市では、保育施設や学童保育所の整備等の子育て支援事業の充実に加え、「阿蘇市男女共同参画推進条例」及び「第2次阿蘇市男女共同参画社会推進計画」に基づき、仕事と子育ての両立に関する市民・事業者への広報・啓発活動等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進していきます。